児童デイサービス

【対象児童】

- 療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童。
 - ※ 市町村は、支給決定の際、当該児童が療育指導を必要とするか否かについて、児童相談所・保健所に意見を求めることが望ましいものとする。
 - ※ 放課後対策、レスパイトを理由とする利用については、地域生活支援事業の「日中一時支援事業」等で対応

【事業内容】

- 療育目標を設定した個別プログラムの策定及び評価。
- 〇 指導員等による児童への個別指導を1日に一定時間以上行う。
- 個別プログラムに沿った集団療育を行う。
- 〇 保健、医療、教育も含めた支援システムを構築するため、関係 機関 と連携を図る。

【人員配置】



- 〇 サービス管理責任者
- 指導員又は保育士 10:2以上

【報酬单価】

508単位(1日あたり平均利用人員11~20人)

[経過措置の取扱い]

平成18年9月30日において、児童デイサービスを実施している事業者及びその利用者に配慮し、施行後3年間は、 事業所として一定の要件を満たすものを指定児童デイサービス事業所とみなす。

【対象児童】

○ 療育の観点から、集団療育を行う必要が認められる児童(必要に応じ児童相談所・保健所に意見を求める)。

【事業内容】

○ 指導員等の直接的監視のもとに、複数の児童に対し指導・訓練 を行う。(必ずしも、1対1での指導時間を必要としない)。

【人員配置】



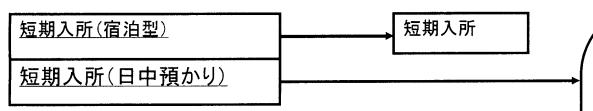
○ 指導員又は保育士15:2以上

【報酬単価】

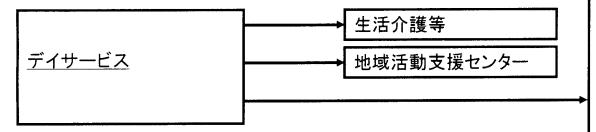
283単位(1日あたり平均利用人員11~20人)

日中一時支援事業と児童デイサービス

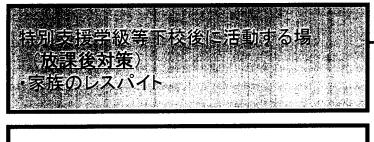
○ 知的障害者・障害児のショートステイ(日中預かり)



○ 身体障害者・知的障害者のデイサービス



○ 児童デイサービス・タイムケア事業



療育を行う必要が認められる児童

日中一時支援事業

- ・日中において監護する者がいないため、一時 的に見守り等の支援が必要な障害者等 の日中における活動の場を確保し、障害者等の 家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護 している家族の一時的な休息を図る。
- ※ 知的障害者・身体障害者についても利 用 可。(年齢要件を緩和)

児童デイサービス事業

・児童に対し、日常生活における基本的動作の 指導、集団生活への適応訓練を行う事業 15

地域子育て支援拠点事業

○ 子育て中の親の育児不安に対応するため、地域において子育て親子が気軽に集まり、交流・相談できる拠点を設置 (実施主体:市町村(NPO法人、社会福祉法人等への委託も可)

ひろば型

センター型

児童館型

①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談・援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

常設のつどいの広場を 開設して実施

出張ひろば(加算)→次年度開設のステップ

地域の子育て力を

高める取組(加算)
→学生等ボランティアの
受入・養成、世代間・異年齢
児の交流、父親の育児参加
促進、公民館等地域に
出向いた支援活動

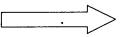
専任の保育士等を配置して 園庭や専用スペース、 地域資源を活用して実施

※公民館等地域に出向いた 地域支援活動の実施が必須 民営の児童館の学齢児が 来館する前の時間を活用し、 子育て中の当事者等を スタッフとして交えて実施

> 地域の子育て力を 高める取組(加算) →学生等ボランティアの 受入・養成

平成16年度 2,936力所

(地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業)

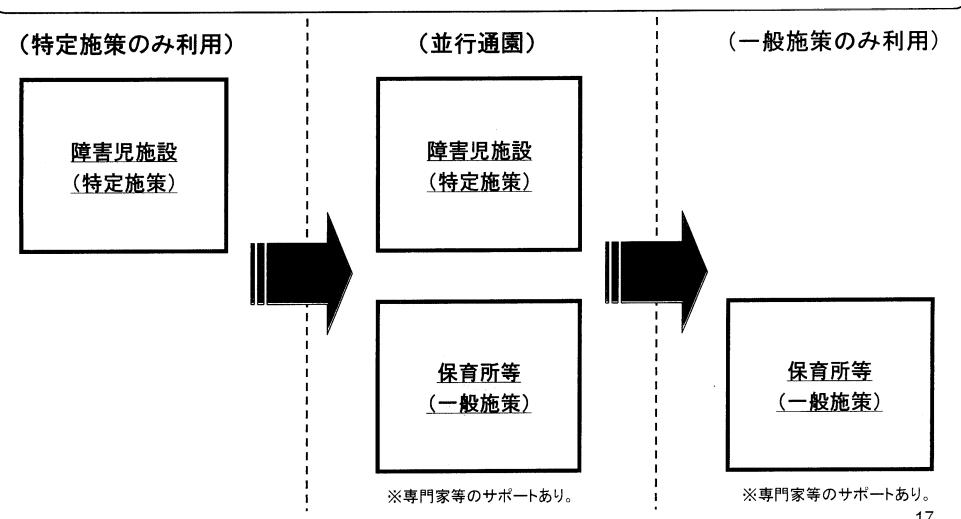


平成19年度 4,409力所

※H19.10月下旬時点の実施か所数(見込みも含む) 19年度交付決定ベース

障害児の利用するサービスの方向性

○ 障害のある子どもが、専門家等の支援を受けながら、原則として一般施策によるサービスを受ける方向 を目指す。



(注) 障害の状況によっては専門の障害児施設で対応することが効果的な場合もあり、 すべての場合において一般施策のみで対応することを意図するものではない。

就学前児童が利用する通所サービスの比較

	実施主体	運営に要する経費の財源	負担割合	
知的障害児通園施設 肢体不自由児通園施設 難聴幼児通園施設	都道府県等	国庫負担金	国 1/2 都道府県等 1/2(※1)	
児童デイサービス	市町村	国庫負担金	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4	
保育所	市町村	国庫負担金(注)	国 1/2 都道府県等 1/4(※2) 市町村 1/4	

⁽注) 保育所について、設置主体が公立のものは、地方交付税で措置されている。

^{※1} 都道府県等:指定都市、児童相談所設置市を含む。

^{※2} 都道府県等:指定都市、中核市の場合は、国1/2、指定都市、中核市、1/2

発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業(新規)

平成20年度予算額

503.052千円

発達障害支援機器

の実践的調査研究

義コンテンツの配信

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、各種教員研修、外部専門家の巡回・派遣、厚労省との連携による一貫した支



における特別支援教育が総合的足機

発達障害早期総合支援モデル事業

(平成19年度予算額 20年度予算額 50,807千円) 平成 122.964千円

【課 題】 発達障害のある就学前の幼児について、早期からの十分な支援体制を構築する必要がある。 (発達障害者支援法に国の責務として明記されている。)

モ デ ル 地 域 (20地域)

早期総合支援モデル地域協議会(仮称)

教育

+



保健

保育

福祉

すくすく教室 など

- 教育相談の実施
- ・教育的な指導の実施



教育相談会•講演会

- ・関係機関による教育相談の実施
- ・保護者に対する情報提供



<その他の実践研究例>

○発達障害者支援センターと教育の連携

- ○5歳児健診実施地域における福祉と教育の連携
- ○幼稚園・保育所の教職員への理解啓発

全国への情報発信

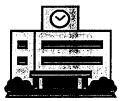
早期発見 早期支援の広がり ↑相談

保護者



支援

小学校、幼稚園等



委嘱

文部科学省

連携

厚生労働省

平成19・20年度 早期総合支援モデル地域

島根県(松江市)

山口県(宇部市、萩市)

久留米市、前原市

笠岡市

徳島市

島根県

岡山県

山口県

徳島県

福岡県

平成19・20年度 早期総合文援モナル地域				
府県	平成 19年度指定地域 (17地域:35自治体(2府5県26市3町)	府県	平成 20年度指定地域 (10地域:14自治体(1府2県8市2町1村)	
茨城県	水戸市	秋田県	秋田県(横手市)	
栃木県	栃木市、大田原市	群馬県	桐生市、藤岡市、昭和村	
群馬県	前橋市	長野県	駒ヶ根市、池田町	
山梨県	山梨県(山梨市、笛吹市、甲州市)	大阪府	大阪府(河内長野市、岸和田市)	
長野県	長野県(塩尻市)	愛媛県	新居浜市	
滋賀県	日野町	福岡県	芦屋町	
京都府	福知山市	鹿児島県	鹿児島県(霧島市)	
大阪府	大阪府(豊能町、池田市、豊中市、高槻市、八尾市、富田林市、大阪狭山市、泉大津市、泉南市)			
奈良県	奈良市			
鳥取県	鳥取県(倉吉市、大山町)			

(注1)地域に府県名が記入されているところは、府県と括弧内の市町が連携した事業内容となっている。

「盲・聾・養護学校における乳幼児期の子どもの支援に関する実態調査」 ~センター的機能の充実に向けて~ (独)国立特別支援教育総合研究所

特別支援学校のセンター的機能において、就学前の乳幼児期の子どもに対する支援の状況についての実態や課題を 把握することを目的として実施。

実施状況

- 1. 全国の特別支援学校1002校中の823校(82.1%)から回答を得た。
- 2. 69%の学校が幼稚部在籍者以外の就学前の子どもへの支援を行っていた。
- 3. 支援を受けている発達障害のある子どもは4436人。 (H18.9.1現在)

支援内容

1. 子ども・保護者への支援

教育相談、母親教室や保護者学習会等の実施

2. 幼稚園・保育所の指導者への支援

巡回相談、幼稚園・市町村等からの要請による研修会の講師

3. 地域の関係機関との連携

専門家チームや巡回相談のメンバーとなっている、親子教室や幼児教室等のスタッフとなっている、教育委員会の就学指導委員会の委員となっている等

4. 就学に関する地域の小学校との連携

就学指導委員会の委員として活動している(回答校のうち63%)

巡回相談員として活動している(回答校のうち56%)

→ 公的な委員等としてある程度役割が決められたものは連携が図りやすい。

新教育システム開発プログラム 「幼稚園等における発達障害支援教室研究」(岐阜大学)より

公立幼稚園における障害児の受入に関する現状

<全国の市区町村教育委員会や公立幼稚園に対するアンケート調査>

障害の診断のある発達の遅れやかたよりが気になる園児数について

障害の診断がある園児

2.3%

発達の遅れやかたよりが気になる園児

2.9%

障害の診断がある園児について、その5割は自閉症

※ 全国の公立幼稚園のうち、回答のあった619箇所における全幼児数に対する割合(回答率66.1%)

気になる園児への対応について

【診断のある園児の場合】

補助者をつける、園内相談を実施、外部機関からの助言、通園施設・相談機関などに通っている。

【診断がない気になる園児の場合】

園内相談、担任のみで対応

ことばの教室等について

小学校の通級指導教室(言語の教室)の2割で幼児を受入れ

※回答のあった1,424市町村における割合(H18.4.1時点)